

(公財) 日本住宅・木材技術センター

告示第1460号表3(ほ)の金物について

告示第1460号表3(ほ)の接合金物は、下表の表3のとおりです。この接合金物は図1のとおり「羽子板ボルト」又は「短ざく金物」ですが、これらは六角ボルトM12で柱に接合し、さらにスクリークぎ打ちしたものです。この(ほ)の接合金物は、(に)の金物に径4.5ミリメートルのスクリークぎを加えて接合したものです。

(ほ)の接合金物は、表1に該当する軸組の種類に対し出隅の柱に使用します。使用する階は、平屋部分又は最上階の柱に限られることから、最も適用範囲が狭い接合金物です。

これらの接合金物は、当センターの接合金物規格をモデルにしたもので「羽子板ボルト」はZマーク表示金物の「羽子板ボルトSB・F又はSB・E」であり、「短ざく金物」はZマーク表示金物の「短ざく金物S」です。「短ざく金物S」は、六角ボルトM12とスクリークぎZS50を併用した接合金物であり(に)と(ほ)の区別はありません。

表1

軸組の種類	出隅の柱	その他の軸組端部の柱
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組	表3(い)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かい又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	表3(ろ)	表3(い)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	表3(ろ)
	その他の柱	表3(に)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径9mm以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(に)	表3(ろ)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	表3(は)
	その他の柱	表3(ほ)
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ほ)	表3(ろ)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(は)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(に)

表2

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組	表3(い)	表3(い)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かい又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	表3(ろ)	表3(い)	表3(い)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	表3(に)	表3(ろ)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径9mm以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(は)	表3(ろ)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	表3(と)	表3(は)	表3(ろ)
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ち)	表3(へ)	表3(は)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(り)	表3(と)	表3(に)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(ぬ)	表3(ち)	表3(と)

表3

(に)	省略
(ほ)	厚さ3.2ミリメートルの鋼板添え板に径12ミリメートルのボルトを溶接した金物を用い、柱に対して径12ミリメートルのボルト締め及び長さ50ミリメートル、径4.5ミリメートルのスクリークぎ打ち、横架材に対して厚さ4.5ミリメートル、40ミリメートル角の角座金を介してナット締めたもの又は厚さ3.2ミリメートルの鋼板添え板を用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ径12ミリメートルのボルト締め及び長さ50ミリメートル、径4.5ミリメートルのスクリークぎ打ちとしたもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(へ)	以下、省略

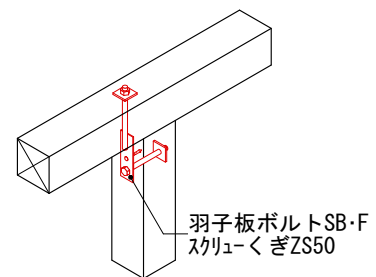
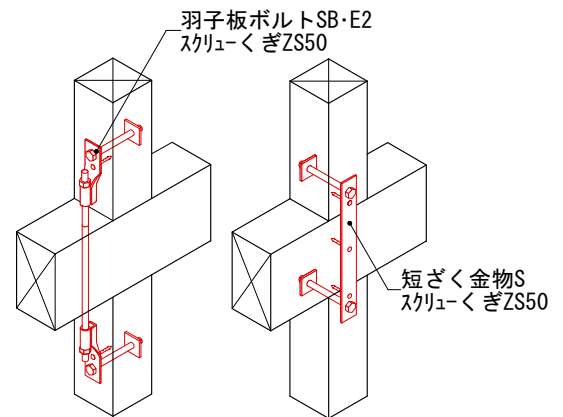
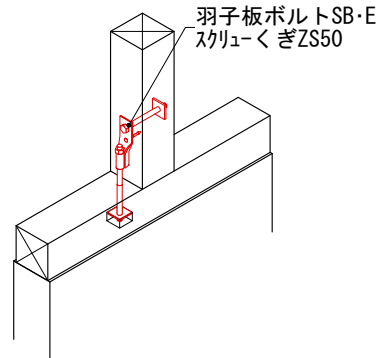
羽子板ボルトSB・F
スクリークぎZS50羽子板ボルトSB・E2
スクリークぎZS50短ざく金物S
スクリークぎZS50羽子板ボルトSB・E
スクリークぎZS50

図1 (ほ)の金物の取合い

問い合わせ先：(公財) 日本住宅・木材技術センター認証部
電話：(03) 5653-7581